

# 全九州高等学校体育大会開催基準要項

全九州高等学校体育大会は、高等学校教育の一環として、生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、競技力の向上を期し、心身の健全な生徒を育成するとともに、生徒相互の親睦を図るものとする。

## 1 主 催

九州高等学校体育連盟及び開催県教育委員会とする。

## 2 後援及び主管

- (1) 大会後援は、開催県スポーツ協会、九州統括競技団体、報道機関及び開催地市町村教育委員会等を原則とする。
- (2) 大会の主管は、開催県高等学校体育連盟及び関係の開催県競技団体とする。

## 3 大会の名称

「令和〇年度全九州高等学校体育大会 第〇回全九州高等学校〇〇〇競技大会」と称する。全国大会九州ブロック予選を兼ねる場合は、大会名を併記すること。

## 4 大会の開催

- (1) 大会は、夏季・秋季・冬季の三期に分けて、毎年開催する。
- (2) 競技大会は、本連盟で定める各県輪番を原則とし、別紙「開催県順番表」に基づき、理事会で審議決定する。なお、競技専門部に当たる組織のない県においては開催しない。
- (3) 競技種目の追加及び廃止については、各県高体連における当該競技専門部の設置及び活動状況、大会の性格、目的並びに大会運営能力等の大会開催のための諸条件を考慮して、理事会で審議決定する。
- (4) 次の競技は、全国大会九州ブロック予選又は、これを兼ねるものとする。  
陸上競技（南・北九州予選会）、ヨット、ホッケー、水泳、体操（新体操男子）、自転車競技、ボクシング（ピン、ウエルター、ミドル）、レスリング（女子）、サッカー（女子）

## 5 大会開催の期間

- (1) 夏季大会は、6月中旬・下旬及び7月下旬、秋季大会は10月下旬、冬季大会は11月下旬を原則とする。
- (2) 競技大会日数は、2日を超えないことを原則とする。
- (3) 陸上競技（新人）・水泳（競泳）・サッカー・ラグビーフットボール・テニス・登山・ボクシング・ヨット・自転車競技・ホッケー・バドミントンは3日とし、陸上競技（南・北九州予選会）は4日とする。  
なお、ラグビーフットボールについては、連続して3日間開催してはならない。また、参加生徒の授業時間確保の観点から、最終日に著しく出場選手・チームが減少する場合は、最終日が月曜日にできるように計画すること。
- (4) 雨天等のために、競技を延期せざるを得ない場合は、競技終了が見込めるときに限り、1日だけ順延して実施することができる。ただし、全国高等学校総合体育大会九州ブロック予選大会は、この限りでない。

## 6 競技の運営

- (1) 各競技の運営は、開催県高等学校体育連盟が、開催県競技団体と提携してこれに当たる。
- (2) 組み合わせ抽選会は、開催県高等学校体育連盟で行う。  
(原則として、開催県高等学校体育連盟理事長が同席する。九州専門委員長の同席も可とする。)
- (3) 諸会議は、次のように開くことができる。  
ア 監督会議及び審判打ち合わせ会は、競技開始日前日とする。  
イ 専門委員長会議は、監督会議の前に行うことを原則とする。

## 7 大会の規模

(1) 競技種目は、原則次のとおりとする。

### ア 夏季大会（6月）

陸上競技（南・北九州予選会）、体操、バスケットボール、バレーボール、サッカー  
ラグビーフットボール、ハンドボール、柔道、卓球、バドミントン、レスリング、ボクシング  
ウエイトリフティング、ヨット、自転車競技、ホッケー、なぎなた、ローイング、テニス、カヌー  
アーチェリー、少林寺拳法

### イ 夏季大会（7月）

水泳、剣道、相撲、弓道、ソフトテニス、ソフトボール、登山、空手道、フェンシング

### ウ 秋季大会（10月） 陸上競技（新人）

### エ 冬季大会（11月） 陸上競技（駅伝）

(2) 競技方法は、各競技種目別学校対抗としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合、必要な手続きを経た上で、複数校合同チームの参加を認める。

## 8 引率・監督について

(1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は、校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、当該県高体連会長に事前に届け出ること。

(2) 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。但し、各県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であれば、その規定に従うことを原則とする。

## 9 大会参加資格〔(1)～(6)の改正は全国高体連に準じて行なう。〕

(1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。

(2) 選手は、各県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全九州大会の参加資格を得たものに限る。但し、所属する県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。

(3) 年齢は、平成〇〇（〇〇〇〇）年4月2日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。

(4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

(5) 以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。

### ア 部員不足に伴う合同チーム

（都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合）

詳細は、(公財)全国高等学校体育連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と(公財)全国高等学校体育連盟競技専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。

### イ 統廃合対象校による合同チーム

（統廃合完了前の2年間に限る）

(6) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年未満）のものは同一競技への参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りでない。

大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。

(7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する県高体連会長の承認を必要とする。

(8) 参加資格の特例

ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、当該県高体連会長が推薦した生徒について、大会参加資格の別途に定める規程にしたがい大会参加を認める。

イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

[大会参加資格の別途に定める規程]

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、所属する県高体連の大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア 全国高等学校体育連盟・九州高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。

イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあっては、所属する県高体連の予選会から出場が認められ、九州・全国大会への出場条件が満たされていること。

エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく運営が適切であること

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項及び本要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

10 参加制限

(1) 各競技の参加人員は、別紙「全九州高等学校体育大会出場人員及び日数一覧表」による。

(2) 欠場校及び欠場者が出た場合、開催県での補充はしない。但し、柔道(個人)においては、選手選出が定数に満たない場合(欠員)においては開催県での補充を認める。

(3) 外国人留学生については、(公財)全国高等学校体育連盟が定める「外国人留学生の全国高校総体参加について」のとおりとする。

11 大会・競技役員

(1) 別紙「大会役員基準表」に基づき、開催県で編成する。

(2) 全九州高等学校体育大会の役員委嘱文書には、開催県高体連会長名、会長印を用いる。

(3) 各県高体連会長及び理事長への委嘱文書は必要ない。

(4) 競技役員は、開催県の役員とし、やむを得ず他県に依頼する場合は、必要経費を開催県で負担する。

(5) 競技役員の構成については、九州専門委員長会等で事前に確認をする。

12 各競技別実施要項

(1) 開催県高体連事務局は、競技専門部と協議のうえ原案を作成し、理事長会に提出する。

(2) 理事長会は、提出された原案を審議し理事会に報告し決定する。

(3) 決定した実施要項は、4月末日までに、競技開催県高体連事務局が責任を持って、九州高体連ホームページに掲載する。

(4) 各競技の実施要項に記載する内容は、別紙「全九州高等学校体育大会実施要項」のとおりとする。

(5) 実施要項は送付しないため、各県競技専門部で九州高体連ホームページよりダウンロードする。

### 13 参加申込

- (1) 当該学校長の署名、押印のうえ所定の様式により、定められた期限までに各競技専門部で取りまとめ申し込むものとする。
- (2) 申し込み締め切り日は、原則として大会2週間前とするが、夏季大会（6月大会）は、10日前までとする。但し、最終終了日の競技終了日を考慮すること。
- (3) 申込先は、各競技で定める。

### 14 大会参加負担金

- (1) 参加負担金は、開催県高等学校体育連盟競技専門部に納入する。
- (2) 参加負担金は、理事会で決定する。（団体 20,000円・個人 2,000円）を上限とする。  
※参加負担金については、各競技専門部で設定した金額を実施要項に記載する。

### 15 大会の式典

- (1) 開会式は、大会当日に行うことを原則とする。ただし、大会前日に開催する場合は、午後4時から1時間以内とする。
- (2) 閉会式は、大会終了日に行う。

### 16 表彰

各競技種目別（団体・個人）とも、3位までを表彰する。表彰状については、別に定める。  
※要項には、「メダル、トロフィー等を授与する」等は記載しない。

### 17 大会標章

大会標章は、高体連マークとする。

### 18 プログラム

- (1) 次の者については、無料とする。  
ア. 大会役員 イ. 競技役員 ウ. 監督 エ. 参加校男女各1部 オ. 報道関係者
- (2) 有料で頒布することができる。
- (3) プログラムには、大会協賛企業を掲載することができる。

### 19 大会経費

大会の準備並びに運営のための経費は開催県補助金、大会参加負担金、協賛金等でまかなう。支出については、原則として開催県高体連の財務規則等に基づくものとする。

### 20 宿泊

- (1) 大会役員・監督・選手の宿舎は、開催県が準備する。
- (2) 宿泊料金は、九州高等学校体育連盟理事会で決定する。
- (3) 詳細は、別紙「全九州高等学校体育大会宿泊要項」による。

### 21 参加上の注意

各競技別実施要項による。

### 22 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて

- (1) 九州高等学校体育連盟が別に示す「九州高体連主催大会における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」に則った対応を行うものとする。
- (2) 競技専門部は「九州高体連主催大会における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」を競技別実施要項及びプログラムに必ず掲載するとともに、大会中は一般観客等に周知するものとする。

- (3) 肖像権の取扱いについては、九州高等学校体育連盟が別に示す「九州高等学校体育連盟 肖像権取扱規程」に則った対応を行うものとする。

23 感染症等への対策について

九州高等学校体育連盟作成の「全九州高等学校体育大会」危機管理マニュアルに示す「感染症（はしか・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）の予防及び対応について」に基づき、対応するものとする。

附 則

この開催基準要項は、平成15年1月29日から施行する。

平成16年4月27日	一部改正	平成27年4月30日	一部改正
平成20年4月25日	一部改正	平成28年4月27日	一部改正
平成22年4月26日	一部改正	平成29年9月14日	一部改正
平成23年4月25日	一部改正	平成31年4月24日	一部改正
平成26年4月24日	一部改正	令和 2年4月27日	一部改正
令和 3年4月22日	一部改正	令和 4年1月27日	一部改正
令和 5年1月26日	一部改正	令和 5年4月20日	一部改正
令和 6年1月25日	一部改正	令和 7年1月23日	一部改正